



東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.81

発行：東濃西部広域行政事務組合

まだまだ多い光回線契約のトラブル！

みなさんは自宅の光回線契約がどの事業者とどんな契約をしているか把握していますか？この頃多く寄せられる光回線契約のトラブルは、自宅に突然かかってくる勧誘電話をきっかけに安易に契約変更をしてしまい、請求書が届いてはじめて、契約内容を正確に把握していないことに気づく場合です。相談の中には、事業者から繰り返しかかってくる勧誘で「料金が安くなる」といわれて契約を乗り換えたつもりでも、前の光回線契約が残ってしまっている場合や、プロバイダの存在に気付かず、解約しなかった場合など、重複した契約となっている場合もあります。このような通信契約は、初期契約解除制度によって契約書を受領した日から8日間、契約解除を申し出ることができます。不安な場合は、早めに窓口にご相談ください。



こんな相談ありました



クリーニング店に冬物のジャケットを持ち込んだ。ジャケットなので料金は700円だと思っていたが、店員はコートだと言い張り、料金は1200円だという。納得がいかない。

クリーニング料金は、基本的には事業者が決めた価格に基づいて請求されます。価格の基準が不明瞭な場合は確認して話し合いましょう。契約は契約自由の原則のもと結ばれます。このように、料金に納得いかない場合は、契約をしないという選択肢が消費者にも事業者にもあります。そのクリーニング店を利用するかどうかは、料金や立地の利便性、仕事の質や速さなど総合的に判断し、選択する自由が消費者にはあります。

6月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	17件
訪問販売	19件
訪問購入	1件
通信販売	31件
連鎖販売	0件
電話勧誘	14件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	15件

*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。

例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 生活環境課 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業